

**再審請求審における明白性の判断方法——松橋事件再審請求審・再審開始決定****【文 献 種 別】** 決定／熊本地方裁判所**【裁判年月日】** 平成 28 年 6 月 30 日**【事 件 番 号】** 平成 24 年（た）第 3 号、平成 27 年（た）第 2 号**【事 件 名】** 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反、火薬類取締法違反被告事件（松橋事件再審請求審）**【裁 判 結 果】** 再審開始**【参 照 法 令】** 刑事訴訟法 435 条 6 号**【掲 載 誌】** 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25543182

**事実の概要**

本件は、元被告人（以下 P）に対し、殺人等被告事件の有罪確定判決（熊本地判昭 61・12・22、熊本地方裁判所昭和 60 年（わ）第 44 号、第 177 号）について、P の法定代理人成年後見人である弁護士及び P の長男が、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したと主張して再審請求をした事案である。確定有罪判決の概要は以下の通りである。

P は、昭和 60 年 1 月 5 日午後 9 時過ぎ頃から、知人とともに被害者宅で飲酒をし午後 11 時 30 分頃被害者と激しい口論となった。その後、P は、被害者宅を退出し帰途に着いたが、憎悪の念から被害者を殺害することを決意し、自宅から本件小刀 1 本に、血液の付着を防ぐため古いシャツの布切れを切り取ったものを巻き付けて持ち出し、さらに足音がしないようにそれまで履いていた革底靴をゴム底履に履き替え、両手に軍手を二重に着用して被害者宅へと引き返した。P は、被害者宅のある団地入口付近に自転車を止め、同宅の玄関付近から中の様子を窺い、被害者らが在宅することを確かめた後、ぬれ縁に腰掛けて知人が帰宅するのを待った。翌 6 日午前 0 時過ぎ頃、被害者が酩酊した知人を送り届けるのを察知した P は、2 人の 100m 後方を尾行した。その後、被害者が 1 人で帰宅するのを確認し、同人がこたつに座るまで待機した。同日午前 1 時 30 分頃、室内が静かになったため、P は被害者の殺害を執行する好機が到来したものと考え、本件小刀を取り出し、布切れを引き締めてさらに固くその刃体の根本に

巻き付けた上、軍手 2 枚を重ねて着用した右手にこれを順手に持って屋内に入った。P は、こたつに座ってテレビを見ていた被害者を確認し、同人の左側に近づき、「主しゅ、俺をなめとんね。」と言って近づき、本件小刀で同人の左頸部、顔面等をつけざまに数十回突き刺し、よって同人を左総頸動脈切損等に基づく失血死により死亡させ殺害した。

この有罪判決に対し、本件請求人らは、①本件小刀では被害者の創傷は成傷しえない点、②本件小刀に布を巻き付けたとの P の自白は事実ではない点、③殺害時に被害者の着衣の破損と頸部の創傷との不一致から、P の自白の中には客観的事実と明らかに異なるか、客観的事実と異なる可能性が高いと考えられる内容が含まれている点、④犯行に至る際に目撃したとされる隣家の明かりに関する P の供述は、同人の想像や推測が偶々事実と合致した可能性が否定できず、秘密の暴露に当たらない点、⑤軍手の処分に関する P 供述の変遷は、同人が、自らの知識や類似体験、外部から事後的に知りえた情報を踏まえて供述することが可能な内容であり、自白の信用性を担保しない点、⑥捜査段階において実施されたポリグラフ検査の一部については証拠能力がないか証明力が乏しい点、⑦確定審第一審第 1 回公判期日前の国選弁護人が、否認したい旨の P の意向に反した弁護方針をとったため、P がした公判廷での自白には証拠能力がなく、また捜査段階の自白が虚偽である点等を主張し、新証拠を提出した。これに対して再審開始を認めた判断が本決定である。なお、熊本地検は本審のした再審開始決定を不服として福岡高

裁に即時抗告を申し立てている。

## 決定の要旨

### 1 証拠の新規性

刑訴法 435 条 6 号にいう「証拠を新たに発見したとき」、すなわち証拠の新規性とは、証拠の未判断資料性（裁判所の実質的な証拠価値の判断を経していない証拠であること）をいう。そのため、鑑定のような代替性のある証拠についても、鑑定内容が従前の鑑定と結論を異にするか、あるいは結果が同じ場合であっても、鑑定の方法または鑑定に用いた基礎資料が異なったりして、証拠資料としての意義、内容において従前の鑑定と異なると認められるときは、新規性が認められると解するのが相当である。弁護人から提出された証拠のうち、理由中に摘示した証拠については新規性が認められる。

### 2 証拠の明白性

また、同条にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、確定判決につき合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものであると解すべきである。そして、この明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が当該確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、果たしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである。

### 3 本件事件における判断方法

本件においては、自白が P と本件犯行とを結び付ける唯一の直接証拠であり、確定判決は、自白の任意性を認めた上、信用性を支える補助事実・補助証拠を詳細に検討し、自白に依拠して有罪認定をしている。しかも、そのうち P が 1 月 5 日夜に被害者方で開かれた酒宴の途中で退出した後の事実については、P の変遷後の自白にほぼ全面的に依拠しているのであるから、新証拠によって、自白の任意性や信用性に関する判断が揺らぐこととなれば、確定判決の事実認定も動揺しかねない関係にある。そして、特に自白の信用性は、通常幾つかの補助事実や補助証拠の総合的な評価によって判断されるところ、これらの評価、判断は

相互に有機的に関連していることが少なくない。そうすると、仮に新証拠によって、確定判決において自白の信用性を支えるとされていたそれらの一部の存在や証明力に疑いが生じ、自白の信用性判断にも動揺が生じることとなった場合には、その動揺の程度によっては、新証拠による直接的な影響を受けない補助事実や補助証拠についても、その証明力を改めて評価し直すべき場合もありうると考えられる。その上で、確定判決の事実認定の基礎とされた事実が、これらを総合してもなお有罪認定を維持するに足りる信用性を肯定できるか否かについて検討するべきである。そして、このような検討は、特段の事情もないのにみだりに確定審の心証形成に介入するということには当たらないと解される。

### 4 新証拠の検討

#### (1) 本件巻き付け布に関する新証拠

確定判決は、P がシャツから細長い布を切り取り、本件小刀の柄と刃の付け根に巻き付けた状態で本件犯行に及び、犯行後に燃やした旨の同人の自白に依拠して罪となるべき事実を認定した上、任意提出された小刀の柄の部分に血痕がないことが不自然、不合理ではないことの理由の 1 つとして摘示していた。これに対し弁護人は、シャツの布片 4 枚とシャツの袖部 1 枚を証拠として提出した。袖部 1 枚は、P 方で発見、領置されたものであるが、血液の付着は認められず、またその他の布片 4 枚とつなぎ合わせると、完全なシャツ 1 枚が復元でき、欠損部分はないことが認められる。したがって、P が本件小刀に巻き付けた布は本件シャツ左袖部分から切り取った布ではないという事実がいえるだけでなく、本件小刀に布を巻き付けた旨の供述は P の体験に基づくものではないのではないか、すなわちその事実そのものが存在しなかったのではないかとこの合理的な疑いが生じてくる。本件巻き付け布の件は、殺人の実行行為と密接に関わるものであるが、このような事項に関する自白に、非体験供述が含まれている疑いが生じていることは、自白全体の信用性をも相当程度揺るがせるものである。

#### (2) 本件凶器に関する新証拠

被害者の身体に形成された創傷のうち創 8 は、皮膚表面に形成された創長が約 1.5cm であるのに対し、傷の深さである創深は約 4.7cm である。

しかし、本件小刀の刃先から 4.7cm の部分の刃幅は 2.1cm であるため、創 8 の創傷と一致しない(同様に創 14 は創長約 1.5cm、創深約 4.8cm であり本件小刀と整合しない)。この点について、確定判決は、刃の先端で皮膚を押し切断した後、素早く抜くと実際に作用した刃の長さより深い創傷が成傷される「押し下げ現象」により説明できるという。しかし、新証拠である P<sub>13</sub> 鑑定によれば、創長と本件小刀の刃幅との間の 6mm 以上の差異が生じるためには、刃先が皮膚に接触した後に皮膚が切断されるまで 1.5cm 以上も皮膚を押し下げる必要があるが、創 8 のある頸部は皮下脂肪が少なく、そのような押し下げ現象が生じるとは考えられない。検察官は創深の計測誤差等を主張するが、再現実験の結果や誤差等を最大限考慮しても、この矛盾は解消されない。

### (3) 上記 (1)(2) から導かれる帰結

本件凶器に関する新証拠は、凶器の同一性について疑いを生じさせるものである。すでに検討した通り、新証拠により、本件小刀に血液が付着しないように布を巻き付けたとする P の自白の信用性が動揺し、これにかかる事実の存在について疑いが生じている。その結果、本件小刀のあらゆる部分から血液が一切検出されなかったことに関する疑問が復活していることを併せみると、本件小刀は本件犯行の凶器ではないのではないかという疑いは、一層強まる。凶器の如何は、自白の核になる事項の 1 つであり、またその具体的使用方法も、決して周辺の事項とはいえない。したがって、これらの新証拠により P の自白のかかなりの部分が動揺しているといえる。

### (4) その他の新証拠について

新証拠により、致命傷は着衣の上から成傷されたことが明らかであり、最後に深く刺した箇所は着衣に覆われていない場所だったとする P の自白との不一致が生じている。その他にも、自白には客観的事実とは異なる、あるいはその可能性が高い事実が含まれている可能性が高い。P はそのような事実についても、具体的かつ詳細で迫真性に富む内容の供述を積極的にしている。同様に軍手に関する新証拠も、P が「観念して真実を話した」ものではなく、取調官から客観的事実との矛盾を追及され、これに迎合して非体験供述をした疑いがある。新旧証拠を総合して検討すると、確定審が秘密の暴露であると評価した、近隣住居の

明かりの目撃に関しても、P の想像や推測が偶々事実と合致した可能性が否定できず、秘密の暴露とみるのは適切ではない。さらに本件ポリグラフ検査に関する新証拠は、検査結果の一部について証拠能力がないか証明力が乏しいことを明らかにした。新旧証拠を総合して評価すると、本件ポリグラフ検査のその余の部分についても、自白の信用性を担保しうるほどの証明力を肯定できるか疑問がある。加えて、以前の国選弁護人が P の心神耗弱を主張し犯人性を争わない弁護方針を示したため、やむなく犯人性を認める供述をしたとの P の弁解が新証拠により裏付けられている点も、公判廷での自白の証拠価値を失わせるとともに、捜査段階の自白が虚偽であるとの P の供述を支える方向に働く。

以上のように、上記各新証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出され、これと確定審で取り調べられた全証拠を総合的に評価して判断したとすれば、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生じたものと認められるから、本件再審請求は、刑訴法 435 条 6 号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する。

よって、本件再審請求審は理由があることになり、刑訴法 448 条 1 項により本件について再審を開始することとして、主文の通り決定する。

## 判例の解説

### 一 証拠の新規性及び明白性に関する判断方法

一般に、白鳥・財田川決定以降、再審開始決定の多くは、総合評価の具体的方法として、①確定判決の証拠構造を分析し、②旧証拠全体を再評価した上で、③新旧両証拠の総合評価を行う、いわゆる総合評価・再評価説を採用しているとされている。これによれば、新証拠自体に有罪判決を覆すだけの高度の蓋然性が必要(孤立評価説)とされず、また上記②の段階で確定審の事実認定の誤りが端的に指摘されれば再審開始決定が出される<sup>1)</sup>。そのため、確定判決がぎりぎりの線で有罪であった場合には、新証拠に要求される証明力は相対的に低くとも足りることになる<sup>2)</sup>。しかし、本決定は証拠構造を分析し、本件巻き付け布の存在及び本件小刀と創傷の不一致という新証拠によって自白が相当程度動揺していることを確認す

るものの、それを理由に直ちに合理的疑いありとの結論には至っていない。本決定は、これらの新証拠によって自白と客観的事実との間に重要な齟齬があることを確認し、Pが非体験事実についても詳細かつ迫真性に富む供述を行う傾向があることを明示した。そして、さらにそれらの新証拠の直接の影響を受けない補助事実についても「改めて評価し直す」べきであるとして、最終的に新旧証拠を総合評価して合理的疑いありとの判断を下している。このように、本決定が確定判決の証拠構造を意識しているのは間違いない。しかし、だからといって本決定の証拠構造分析の目的が、旧証拠の再評価自体によって合理的疑いが析出できる場合があることを認める証拠構造論を志向したものとは断じることとはできない。仮に、そうだとすれば、上記巻き付け布及び小刀と創傷の不一致に関する新証拠による自白の動揺を基礎に、証拠構造の動揺を認めて直ちに合理的な疑いを認めることもできたと思われるためである。そのため、本決定も自白型事件に関するこれまでの再審開始決定<sup>3)</sup>の多くと同様に、結局は被告人の犯人性の当否を問題にしているようにみられなくもない<sup>4)</sup>。というのは、本決定が行った証拠構造分析は、唯一の決め手である自白が、どのような補助事実から下支えされているかを可視化することを目的としたものであったと思われるためである。そして、以下でみるように、本決定は、自白の信用性を基礎付ける各補助事実の位置関係を明示し、それらが有機的に結合していることも指摘して、全体的な検討を行い、本件自白が罪となるべき事実を基礎付けないとの結論を導いている。

## 二 自白の信用性に関する判断

確定判決は、自白が詳細で迫真性に富んでいることを補助事実として、その信用性を肯定している。そして、確定判決において唯一の決め手といえるのは自白のみである。そのため、仮に証拠構造論を採用した場合、この点が崩れれば確定判決に合理的疑いが生じることになるはずである。本決定は、巻き付け布の存在及び凶器と創傷の不一致という新たな事実から、本件自白の重要部分が客観的事実と整合せず、自白の信用性が相当程度動揺していることを認めた。しかし、本決定はこの点から直ちに合理的疑いを認めることはせず、新証拠の直接の影響を受けていない補助事実につ

いても「改めて評価」し直して、最終的には新旧証拠を総合評価して有罪判決には合理的疑いがあるとの判断を下している。具体的には、非体験事実に関しても詳細かつ迫真性に富んだ供述を行う可能性があるというPの供述傾向を基礎に、各事項にかかるその他の新証拠を総合的に評価して合理的疑いの存在を認め、再審開始を決定した。結局、本決定は、自白と客観的事実の矛盾を認めつつも、さらに下位の補助事実のレベルに立ち返って総合評価を行い、その結果、自白の信用性全体の判断の中で合理的疑いを認定しているのである<sup>5)</sup>。このような判断方法は、本件と同様に自白型事件である松山事件等においてもとられていたが、その意味では、確定審の当否ではなく被告人の犯人性の如何が審査対象となっており、通常審における事実認定との違いはあまりない。冤罪の救済という再審制度の趣旨に対する意識に乏しいように思われるが、その反面、補助事実の慎重な判断によりPの犯人性はもはや肯定されえないことが明確にされたということもできよう。

## 三 おわりに

本決定のポイントは、本件小刀が凶器ではないことについて高度の蓋然性が生じた点にある。これに関して、本件巻き付け布は検察官が保管していたものであり、仮に確定審において提出されていれば、それだけでも判決に大きな影響を与えた可能性は否定できない。まして検察官がその存在を意図的に隠していたのだとすれば、その態度には大きな問題がある。この点について特に言及はなされていないが、自白に至る取調べに当たった捜査機関側の態度にも問題があったことを示唆する要素となりうるようにも思われる。

### ●——注

- 1) 後藤昭＝白取祐司編『新・コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）1076頁〔水谷規男〕。
- 2) 加藤克佳「再審」松尾浩也＝井上正仁編『刑事訴訟法の争点〔第3版〕』（有斐閣、2002年）217頁。
- 3) 例えば、仙台地決昭54・12・6判時949号11頁（松山事件再審開始決定）。
- 4) 村岡啓一「再審判例にみる明白性の判断方法」自正52巻12号（2005年）15頁参照。
- 5) 村岡・前掲注4）15頁参照。